

船橋市私立幼稚園給食費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、私立幼稚園を設置又は運営する者に対し、市内在住の3歳児クラス以上(満3歳児クラスを含む)の児童の食事の提供に係る保護者からの実費徴収金(以下「給食費」という。)の全部又は一部を補助することにより、物価高騰下における子育て世帯の負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定による認可を受けた国及び地方公共団体以外のものが設置する幼稚園のうち、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第7条第10項第2号に規定する施設をいう。

(2) 対象児童 市内在住の児童のうち、支援法第30条の4第1号に規定する子どもであって、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間(以下「対象期間」という。)に私立幼稚園に在籍し、食事の提供を受けている児童をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する私立幼稚園を設置又は運営する者(以下「補助事業者」という。)とする。

(1) 対象児童が在籍する私立幼稚園であること。

(2) 対象期間における給食費について、本事業による補助金相当額を対象児童の保護者から徴収していないこと。徴収している場合にあっては当該給食費に係る補助金相当額を保護者へ還付済みであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は予算の範囲内において交付するもの

とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、市が指定する申請期間中に、船橋市私立幼稚園給食費補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請者のうち還付手数料に関する補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定により申請するにあたって、原則として補助対象費用から消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、消費税額を含めて申請することができる。

(1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。

(2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、船橋市私立幼稚園給食費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第7条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交

付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(交付の条件)

第8条 申請者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え、当該収支についての証拠書類を整理し、補助金の額の決定の日の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

2 申請者のうち消費税額を補助対象費用に含めて申請した事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第3号様式）によりすみやかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年12月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に交付が決定された補助金については、この要綱の規定はなおその効力を有する。

別表

区分	補助金の額
給食費	各私立幼稚園が定める方法により算定された対象期間における対象児童1人当たりの月額給食費の額と対象児童1人当たり月額6,000円を比較して少ない方の額
事務費	1施設あたりアとイのいずれか高い方の金額 ア 事務手数料（月額4,560円） イ 児童数分手数料（児童1人当たり月額300円×対象児童数）
還付手数料	対象期間の給食費を対象児童の保護者から徴収を行った後、当該給食費に係る補助金相当額を口座振込により還付した場合の口座振込手数料

第1号様式

年 月 日

船橋市長 へ

法人名
施設名
所在地
代表者氏名

船橋市私立幼稚園給食費補助金交付申請書

私立幼稚園給食費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 円

2 添付資料

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市私立幼稚園給食費補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私立幼稚園給食費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円

2 交付しません。
理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

法人名
施設名
所在地
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた私立幼稚園給食費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

1 船橋市私立幼稚園給食費補助金交付額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。